

一般財団法人 J E L A

学校教育助成事業運営規程

(規程の目的)

第1条 本規程は、一般財団法人 JELA（以下「当法人」という。）が行う学校教育助成事業（以下「当事業」という。）に関し、基本的な必要事項を定める。

(目的・助成対象)

第2条 当法人は、本規程に従って、定款第4条第1項第5号に定める「国際交流及びボランティア活動を行う学校教育を助成する事業」として、独自の創意工夫によって、隣人愛をもって人々に仕える人材の育成を行う教育機関を助成する。

(運営委員会)

第3条 当法人は、理事会の決議によって、当事業の運営のための学校教育助成運営委員会（以下、「運営委員会」という）を設置し、運営を委嘱する。

- 2 運営委員会は、理事会で選任された3名以上の理事をもって構成する。
- 3 当法人は、諸規程に基づいて、運営委員会への出席に係る理事の報酬・費用を支払う。

(選考委員会)

第4条 当法人は、理事会の決議によって、当法人が当事業によって助成する教育機関を選考するための学校教育助成選考委員会（以下、「選考委員会」という）を構成する委員を選任し、委嘱する。

- 2 選考委員会の委員は、4名以上10名以内とし、その半数を学校教育に造詣の深い外部有識者とする。
- 3 選考委員会は、検討した後に、決議によって助成校を選考する。
- 4 選考委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する選考委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 選考委員の任期は1期2年とする。但し、重任を妨げないが、3期を超えないものとする。
- 6 当法人は、諸規程に基づいて、選考委員会への出席に係る理事及び外部有識者の報酬・費用を支払う。

(応募・選考)

第5条 当法人は、日本国内の教育機関及び海外の発展途上国の教育機関に助成を行う旨、助成の目的、対象者、助成内容、応募方法、選考方法その他必要事項を当法人のホームページにて公表して、広く一般に助成の応募を募るものとする。

- 2 助成を希望する教育機関は、当法人に対して、当法人が定める申請方法・書式に従って応募するものとする。
- 3 前条第3項に基づいて助成対象校を選考し、当法人が理事会の決議によって決定する。
- 4 前項の選考は、第2条に掲げる目的に沿って総合的に評価・勘案してなされるとともに、公正・公平に行われなければならない、委員会の委員は自らないし利害関係者の利益を図ってはならない。

(助成内容)

- 第6条 助成内容は、一校につき年間上限100万円とする。複数校が共同プロジェクトを行う場合は、幹事校が申請し、助成金額は共同プロジェクトの内容を吟味し別に定める。
- 2 具体的な助成内容は、助成対象校が行う海外研修、地域開発、貧困者支援、教育指導者を育成する研修や、その他当法人が企画するプロジェクトへの参画などとし、指導教員の人件費を含む活動費も助成の対象とする。

(公表)

- 第7条 当法人は、助成を行った場合、助成対象者及び助成内容を当法人のホームページにて公表するものとする。

(助成を受けた者の報告義務)

- 第8条 助成を受けた教育機関は、助成金の使途及びその成果等を当法人に対し、所定の書式にて報告しなければならない。

(その他)

- 第9条 その他、本規程の変更また、本規程に定めなき事項は、当法人の理事会の決議によって定める。

(附 則)

- 本規程は、2021年9月1日から施行する。
本規程は、2023年2月27日から施行する。
本規程は、2023年8月24日から施行する。